

# 『中将姫行状記』における説経節利用がもたらす効果

坂越 さやか

はじめに

致敬著『中将姫行状記』（享保十五年（一七三〇）刊<sup>①</sup>）は、鎌倉時代から様々な形で語られてきた「当麻曼陀羅」の成立譚とその主人公中将姫の伝記の集大成的な作品である。全七巻七冊に渡り、中将姫の誕生から往生までの二十九年間を一年毎に章立てし、詳述している。巻七の跋文中に「儼此書行ハレバ、則法席ヲ張テ、愚輩ノ男女ヲ勧誘シテ、厭穢欣淨ノ信ヲ生ゼシムル資補ト為者力。」とあることから、著者がこの書物を下敷きとした説法が行われることを想定していたことがうかがえる。また、本筋である中将姫の物語に対し、考察の資料や類話として、説法の語り手である僧侶をはじめとした読者が参考にできるよう、経典・漢籍・史書・物語などの膨大な量の文献の引用が付されているという構成上の特色がある。

さらに、読者や説法の聴き手といった物語の享受者の興味を引

くため、浄瑠璃などの趣向を取り入れている場面もいくつか見受けられる。例えば、巻四「十四歳」の章では、『前々太平記』（正徳五年（一七一五）刊<sup>②</sup>）などの書物で語られてきた、継母の讒言により中将姫が処刑されそうになる場面に、「当麻中将姫」（元禄九年（一六九六）初演）などの多くの中将姫もの浄瑠璃に取り入れられ、当時の人々にとってなじみ深いものとなっていた身代りの趣向が取り合わされている<sup>③</sup>。なお、『行状記』中のこの場面の記述の中に、参考資料としての中将姫もの浄瑠璃の作品名は挙げられていない。

このような、出典は明確にされていないが他作品から趣向を取り入れていると考えられる場面のうち、本稿では説経節の影響を受けていると考えられる箇所に関して考察を行う。

一 『行状記』と説経節諸作品の共通点

① 親の寿命と引き換えに授かる申し子と、仏が親に与える死への猶予期間

『中将姫行状記』において、中将姫は長谷寺の観音の申し子という設定を与えられている。この設定は、『前々太平記』をはじめとした『行状記』以前の書物の記述にも見られるものである。ただし、『行状記』巻一「一歳」の章においては、中将姫の両親、横佩右大臣豊成と紫の前夫妻の夢の中に観音が現れ、次のような子授けの条件を提示している。

汝等夫婦堅固至誠ノ願望黙止ガタク、吾宿命天眼ヲ以テ百億三千世界ヲ照見スルニ、汝ガ子トナル宿世因縁ノ者一人モナシ。今若強テ一子ヲ与ント欲スレバ、汝夫婦ノ中一人ハ必ズ寿算減ジテ命短促ニナラン。如何思フヤ。

両親はこの条件を受け入れ、「此子三歳ノ時夫婦ノ中一人ハ必ズ命終ルベシ。我ヲ恨ムルコトナカレ。」と観音に念を押されながらも、中将姫を授かる。しかし、中将姫が五歳になるまで、両親ともに異常なく、健康に過ごすことができた。中将姫五歳の春、桃園での遊びに浮かれた紫の前は、

此六年以前、長谷寺へ参籠シテ此姫ガ事ヲ祈リシ時、正ク観音ノ霊告ニ「汝等願望深キ故ニ一人ノ子ヲ授ルナリ。併ナガラ此

子三歳ノ時夫婦ノ中一人ハ命空クナルベシ。必ズ吾ヲウラムル事ナカレ」ト告玉フ。然ルニ今此子三歳ノ時兩人ガ身ノ上別義ナク、今年姫五歳ニナレドモ、二人ノ親ガ身ノ上ニ怪我過モナキハ日出度ト云モノナリ。是ヲ以テ思ヘバ、仏神虚言ナシト云ヘドモ、時ニ由テハ亦妄語シ玉フ事モ有歟。仏菩薩ノ御告モ一途ニ信用シガタキコトナリ。

と、仏を軽んずる発言をしてしまう。その途端、雷鳴と共に

汝何ゾ仏菩薩ヲ軽ンジテ妄語ノ人トスルヤ。日月星辰ハ大地ニ墜ベク、大山巖石ハ地ヲ離レテ空ニ飛ベシ、四大海水ハ枯乾コトアリトモ、仏菩薩ノ語ハ決定シテ虚妄ナシト三世ノ如来説玉ヘリ。汝三年已前死スベカリシ者ナレドモ、汝ガ所生子、成長ノ後ハ世ノ中ノ女人成仏ノ先達トナリ、法ノ橋トモナルベキ身ナレバ、是ヲ養育サセン為ニ、諸仏菩薩ノ加護ニ由テ、今日マデ汝ガ命ヲ延タマフニ、其慈恩ヲ忘レテ、還テ三世ノ如来十方ノ薩埵ヲ妄語ノ人ト誹謗スル其罪ノガルベカラズ。

と大音声が轟き、紫の前は重い病を得てそのまま死んでしまう。

これと似た仏と申し子の親のやりとりが、説経節「しんとく丸」及び「あいごの若」にも見受けられる。

まず、「しんとく丸」の該当する部分の梗概は以下のようなものである。

河内国高安郡ののぶよし長者は長らく子供に恵まれず、妻とともに

に都へ上り、清水寺の本尊に子授けを願う。本尊は、夫婦は共に前世で殺生を犯しているので、今生では子を持ってない宿命なのだと言しながらも、

ふうふの物共に、さつくるこだねはなけれ共、あまりだいくわんこむるより、こだねおひとつもとめたり、此こむまれ七さいになるならば、ちゝにか、はゝにかな、めいのおそれあるべきが、あけすけこのめ<sup>①</sup>

と条件を提示する。夫婦は条件を受け入れ、息子しんとく丸を授かるが、しんとく丸が十三歳になるまで全く異常は無かった。長者の妻は、

あのしんとく丸お、清水の御ほそんに、申おろすそのときに、あのこ三さいになるなら、ちちかはゝかな、めいのおそれの有べきと、ふつちよくなるに、三さい五さいすき十三になるまで、ちゝにもはゝにもなんもなし、かほと、らせ給ふ清水の御ほぞ<sup>はやらせ給ふ也</sup>んさへ、うそおつかせ給ふ也、たうたいの人間もうそおつき、よおわたり候へや

と口を滑らせてしまい、神通力でそれを聞きつけた清水の本尊に、にくいみたいがらくゆいや、うちこふひとそんすれば、ちやうじやか、やのみねにたち、よき事はいわい入、あしき事おは、せんりかほかへはらいのけ、まむるまるお、いつわり仏となすよ、たゝあれおそのま□おくならば、神おかみ、ほとけお仏と、

あんし申物あらし、みたくいのち、ゆふべにとらん

と無礼を咎められ、「やまふのみさき」を遣わされ、病死してしまう。

次に、「あいこの若」の梗概を述べる。帝の御前での宝競べで、政敵に「子」という宝を見せつけられた二条威人きよひらは、北の方と共に長谷寺に参籠し、子授けを願う。ここでの長谷寺の観音も、きよひらに子だねはさらにあらね共、しやうがいにかけてなげく事、扱もゝふびん也、此子三才に成ならば、ふうふの内に一人、一めいを取へし、きよひらいかに<sup>②</sup>と条件を出し、きよひらはそれを受け入れる。そして、授かった息子あいこの若が十三歳になる年に、北の方が、

いかにめんゝ聞給へ。あいこの若を、はせ山のくわんぜおんに申うけし其時、三才に成ならば、ちゝかはゝかに命のおそれの有べしと、ふつちよく□<sup>③</sup>けて侍が、今十三に成までも、何のしさいはなかりけり、神や仏もいつはり給ふ、まして人々もいつはり、うきよをわたらせ給へ、かたゝゝいかに  
と発言し、長谷寺の観音から「やまふのみさき」を遣わされ、やはり病死してしまう。

「しんとく丸」の主人公はこの後、実子に家を継がせようとする継母の呪いで病に罹り、屋敷を追い出されさまようこととなる。「あいこの若」の主人公は継母に恋慕されて応じなかったために、家宝を売り払ってしまったと讒言され、父の責めに遭い、屋敷から逃げ

出さざるを得なくなる。両作品とも継子いじめの物語であるため、やはり継母から主人公への虐待が重要な要素となっている中将姫物語とは似ている箇所も多い。その類似点の中でも特に、これまで述べた仏と親達とのやりとりに関する部分は、二つの説経節と『行状記』の間での一致の度合いが高く、やはり、先行説経節二作品「しんとく丸」・「あいこの若」を参考資料として、『行状記』の紫の前の最期が創作されたのではないかと考えられる。<sup>7)</sup>

## ② 薬酒と毒酒を注ぎ分ける銚子

紫の前の死後しばらくして、豊成は後妻照夜の前を迎える。照夜の前は、中将姫と前世からの悪縁を持っており、はじめは仲良くしていたものの、内裏での管弦の宴で恥をかかされたこと、実の息子豊寿丸が生まれたことをきっかけに、中将姫を憎み、暗殺を企むようになる。『行状記』巻三「十歳」の章では、照夜の前の企みの一つとして、「長柄ノ銚子ノ中ニ隔ヲナシ、右ニハ薬ノ酒、左ニハ毒ノ酒ヲ貯ヘ」という仕掛けを作り、豊寿丸には薬酒を、中将姫には毒酒を飲ませるといふ計画が登場する。

この薬酒と毒酒を注ぎ分けられる銚子という小道具も、①と同様に、説経節に共通するものが見受けられた。

この銚子が登場するのは、「おぐり判官」である。都から常陸国へ流されたおぐり判官は、近隣の相模国の名家横山

家にてるといふ美しい姫がいると聞きつけ、当主横山殿の許可を得ず強引に婿となる。おぐりが気に入くわぬ横山殿やその息子達は、荒馬に乗せるなどの暗殺の計画を立てるが、うまくいかない。横山殿の息子三郎が、

それがしたくみ出し候也。先ひろにはに、ほうらい山をかざり。うをとしかとをはなし、ほうらいの内に二、ゑのてうしをからくみ、おぐり一門には。とくの酒。我らが飲む酒はかんろをつぎわけ、きのふの馬の御しんろうに、酒を一つと申なば。参らんはぢでう也。<sup>8)</sup>

と提案し、畏を見抜けなかつたおぐりは、宴席で勧められるままに毒酒を飲んでしまい、死して閻魔に裁かれることとなる。

①と異なり、内容としては、「おぐり判官」と中将姫物語は似ているとは言えない。しかし、毒酒と薬酒を注ぎ分ける銚子という奇抜な小道具が登場する例は、管見の限り他の『行状記』以前の作品には見当たらず、やはり「おぐり判官」と『行状記』の関連を指摘できるのではないかと考えられる。<sup>9)</sup>

## 二 致敬が説経節を取り入れた理由

以上のように、『行状記』には説経節の趣向が取り入れられている可能性が高い。それはどのような理由によるものだろうか。

『行状記』が民衆を教化するために編まれた書物であることを考

えると、一①の「親の寿命と引き換えに授かる申し子と、私が親に与える死への猶予期間」に関しては、物語の享受者に仏を軽んじることの恐れ多さを印象づけることを狙って取り入れられたものだと考えられる。特に、女親の紫の前が、軽口のために死への猶予期間を奪われる筋書きにすることで、女人の軽率さを戒め、『行状記』の主題、即ち女人往生の教えに関連付けることができています。

一②の「薬酒と毒酒を注ぎ分ける銚子」を取り入れたことに関しては、「おぐり判官」の物語が既に一般の人々の間に広く浸透していたため、読者や説法の聴き手は「毒酒と薬酒を注ぎ分けられる銚子」と聞けば「おぐり判官」を連想し、興味を引かれるのではないか、という著者の想定が背景にあったと考えられる。元禄八年（一六九五）に刊行された井原西鶴『西鶴俗つれづれ』巻一の中にも、「昨日も日暮し太夫が説経を聞けばあれ程力も強く利発なる小栗殿も横山に盛殺され給ふ」と、説経節「おぐり判官」のあらすじを既に多くの人が知っていることを前提とした記述が存在する。その上、継母の暗殺計画は、直前に継母自身が銚子の左右を誤って、実子豊寿丸に毒酒を飲ませて死なせようという結末に終わっている。勇猛な武者おぐり判官を葬り去るほどの巧妙な仕掛けを用いてなお、目的を遂げられず、更には愛する実子まで殺してしまう継母の姿を描くことで、我が子を溺愛することの愚かさを享受者に印象づけることができたであろう。また、標的であった中将姫は、日頃信仰し

ていた阿弥陀如来の遣わした蜘蛛の告げにより、正しく薬酒の注がれた盃を選ぶことができています。この直後に類話として引用されている、吉備真備の野馬台詩解説譚と相まって、常日頃の信心の大切さということに関しても、より一層享受者に訴えかけることができたであろう。

さらに、享保十五年前後の説経節の受容のされ方という側面から、説経節と『行状記』の関係を検証する必要がある。

以下、享保年間前後に書かれた説経節に関する文章、及びそれに対する先行研究を掲げる。

享保三年（一七一八）に、説経太夫佐渡七太夫豊孝が、

説経の一曲は、家の奥旨たり、されは、世に流を競ふ人、多しといへとも、其正とすべき無に依て、今文字章句を改め、書肆に伝て、梓に寿て、是を弘るものならず<sup>12)</sup>

という序文を付して、七種の正本の刊行を企画した。この正本刊行に関しては、阪口弘之氏が以下のように触れられている。

大坂（佐渡）七太夫は、説経の上方から江戸への橋渡しの役目を果たした。述べてきた通りである。そして、その流れを正徳から享保初年にかけて受け止めたのが、佐渡七太夫豊孝であった。説経自体は、この時期、すでに衰退期にあったが、彼は説経を「家の奥旨」として、①おぐり判官・②くまかえ・③さんしやう太夫・④志田小太郎・⑤法蔵ひく・⑥こすいてん（熊野

之本地)・⑦ふし見ときわ(鎌田兵衛雅清)の「説経章指六段物」正本を残した。それらが、この時代としては、相当に古態を留めるのは、右の事情による。<sup>13)</sup>

また、享保二十年(一七三五)、江島其碩著の浮世草子「咲分五人娘」が刊行され、その序文は、

往昔日暮小太夫が水調子の三味線に乗哥念仏の林声が鉦にあはせて語たる五説経の中の其一聴人涙に咽たる山椒太夫が安寿対王の兄弟に邪見にあたりし物語を近き比浪花にて当風に改め節を籠て竹本が浄瑠璃に話し趣向を元にして至らぬ筆の行任せに五巻に綴り替田舎に京育の品物目もとに盈る塩竈桜連なる枝の色々に咲分る兄弟の五人娘の氣質を集て狂言ながら女中方の教の種にもと直に娘を題にして笑ひを招く事可笑<sup>14)</sup>

のように、説経節を改作した義太夫節を更に翻案した物語が創作されたことを示す。

延宝八年(一六八〇)生、延享四年(一七四七)没の太宰春台の随筆「独語」では、当時の説経節の様子が以下のように解説されている。

説経と云ふ者は、もと法師の中に、本説経師と云ふ者有りて、仏法の尊きことゝもを詞に綴り、浮世の無常の哀に悲しき昔物語を演じ、善悪因果のむくいあることゝもを物語に作りて、是にふしを付けて、哀なるように語りしなり。鉦鼓をならして拍子取り、世の婦女に聞かせて、悪を戒しめ善を勧めて、菩提心

を起さしめんとするなり。昔より法師の説法に、因果物語するたぐひなり。其の物語は俗説に任せて、慥ならぬ事も多けれど、詞は昔の詞にて、賤しき俗語をまじへたる中に、やさしきことも少なからず。其の上幸若の舞の詞の如く、昔より定まれる数ありて、いつも古きことのみを語りて、今の世の新しきことを作り出ださず。其の声も只悲しき声のみなれば、婦女これをき、ては、そゝろに涙を流して泣くばかりにて、浄瑠璃の如く淫声にはあらず。三線ありてよりこのかたは、三線を合はする故に、鉦鼓を打つよりも、少しうきたつやうなれども、甚しき淫声にはあらず。云はゞ哀みて傷ると云ふ声なり。浄瑠璃に比ぶれば少しまされる方ならん。<sup>15)</sup>

この春台の意見に関しては、関山和夫氏が以下のように述べておられる。

(前略) 説経座は三都をはじめ諸地方に出来、万治・寛文(一六五八〜一六七二)の頃が全盛時代であった。貞享・元禄の頃になると近松・義太夫のコンビによる義太夫節に次第に人氣を奪われはじめ、宝永・正徳の頃には愈々義太夫節に圧倒され、享保年中(一七一六〜一七三五)には衰退してしまった。説経節が十七世紀中期の頃に大いに世に迎えられたのは、唱道説教の歴史の中で語彙がねりあげられて豊富であったことと、内容が民衆に喜ばれやすいフィクションもの、因果もの、霊験

譚などが多く、しかもその脚色が人形を見せるのに最適であったからで、一時は圧倒的な流行をみせたのである。しかし、浄瑠璃に較べて創作意欲に乏しく、マンネリズムにおちいり、ついに天保の頃には全く衰退してしまったのである。太宰春台は『春台独語』（俗に『独語』という）に「いつも古き事のみを語りて、今世の新しき事を作り出さず」といつてマンネリ化した説経浄瑠璃を批判している。<sup>16)</sup>

このように先行研究においては、享保年間には説経節の流行は衰退期に入っていたとする意見が多い。

しかし、佐渡七太夫豊孝が刊行した正本の序文にある「世に流を競ふ人、多しといへとも、其正とすべき無に依て」という記述は、享保三年当時、説経節を学んでいる人々がまだ少なからず存在し、正しい手本となるような書物が求められていた事実を示している。また、「独語」の記述は、前後を合せて見ると「詞は昔の詞にて、賤しき俗語をまじへたる中に、やさしきことも少なからず」、「浄瑠璃の如く淫声にはあらず」、「浄瑠璃に比ぶれば少しまされる方ならん」など、当時流行していた浄瑠璃などのように通俗的ではなく、古い時代の物語を古語を交えて語るといふ説経節のあり方を、全体としては肯定的に評価する内容だと解釈できる。

先行研究が示すように、享保年間において説経節は、確かに流行の最先端とは言えないものであったと考えられる。しかし、説経節

を愛好し学ぼうとする人々は、全盛期ほどではないにせよ残っていた。また、かつて説経節として語られた様々な物語が、浄瑠璃や浮世草子に改作され、広く人々に知られる状況にあった。そうした状況を踏まえれば、説経節の諸作品を連想させる、交換条件を付けられた申し子や毒酒と薬酒を注ぎ分ける銚子といった設定は、『行状記』の物語の享受者の興味を引くのに適していたのではないだろうか。

また、「独語」の記事中に、「婦女これをききては、そゞろに涙を流して泣くばかりにて」とあり、説経節は特に女性を感動させる特性を持っていたと分かる。この点も、女人往生を主題とする『行状記』に説経節が取り入れられる理由として挙げる事ができよう。

さらに、関山和夫氏が仏教の経典や教義を説き聞かせる行為としての説教の歴史を解説される中で、近世の説教の状況に関して、「当麻曼陀羅」の絵解きに関わった浄土宗の僧弁蓮社袋中の存在や、同じく「当麻曼陀羅」の絵解きの経験と従来の説教の伝統に基づき落語を発展させていった安楽庵策伝に関して指摘される他、

近世の講釈と近世小説は大いに関係があるが、そこに説教が介在することがあったのも見逃せない。馬琴の『石堂丸苺物語』、南溟の『文覚上人行略抄』、致敬の『中将姫行状記』、誓誓の『勸化五衰殿』、章瑞の『西院河原口号伝』、単潮の『勸化白狐通』、義圭の『宣唱東漸録』などは、いずれも説教・講釈・小説が関

連した世相の中で生まれている。<sup>17)</sup>

と、説教の影響下に編まれた書籍に関する指摘もなされている。そして、

(前略) 真宗を中心とする娯楽的な芸風通俗説教(節談説教・節付説教)が中世末期から近世初期にかけて隆盛になるころ、民間に流行しはじめたのが説経節(説経浄瑠璃)であった。<sup>18)</sup>

のように、近世における説教の娯楽化の流れの中で説経節が発展したとする見解を提示しておられる。

この説に従えば、『行状記』と説経節の間で物語の一場面・小道具などの類似が起ることは、自然なことと言える。<sup>19)</sup>

ただし、致敬は浄瑠璃及び説経節から『行状記』へ設定を流用したことを本文中に明示してはいない。『行状記』中で典拠が明らかになっている引用資料は、経典・漢籍・史書・中世以前の物語など、当時すでに歴とした書物として価値を認められていた文献ばかりである。

そのような書名を並べることにより、自らの学識を示し、また『行状記』という作品を権威づけたいという致敬の意識が、『行状記』の参考資料の示し方からは窺えるのではないだろうか。同時代に流していた娯楽的な浄瑠璃や説経節は、作品を権威づけるといっく観点から考えれば、利用したことを明かすべきでないと考えられたのであろう。

『行状記』における説経節の利用は、典拠として明かされる書物とは別の目的を持って行われたと考えられる。その目的とは、説経節のなじみ深さをもって享受者の興味を引くことや、女性の感情に訴えかけるのに効果的であった説経節の特徴を生かすことだったのではないだろうか。

### おわりに

先に拙稿において、『行状記』「十歳」の章は、継母照夜の前の母親としての愚かさを描くために創作されたのだと結論づけた。<sup>20)</sup>今回検証した説経節諸作品と共通する設定のうち、毒酒と薬酒を注ぎ分ける銚子は、同じ場面での照夜の前の愚かさを別の角度から描写する目的で取り入れられたのだと言えよう。また、申し子と寿命を引き換えること、仏から与えられた死への猶予期間を軽口から失ってしまうことは、中将姫の実母紫の前の軽率さ・愚かさを強調し、こちらも「十歳」の章と同様、物語の享受者に女人の欠点を示す目的から取り入れられたのだと考えられる。

『行状記』の著者は、中将姫物語を集成する作業の中で、女人往生の二本としての中將姫物語の性質を重視し、それを補強するという目的意識を持って、素材を取捨選択していたのだと言える。

注

- (1) 以下『行状記』と略す。『行状記』の引用は、広島大学附属中央図書館蔵『中将姫行状記』(請求記号 国文/一九二七/N)全七巻七冊によった。原文に私に濁点・句読点・かぎ括弧を付した。漢字の振り仮名・捨て仮名は、必要と思われるもの以外省略し、旧字体は現行の字体に改めた。また、以下の引用文中の傍線は、全て私に付したものである。
- (2) 田中美絵氏「中将姫説話の近世」勸化本『中将姫行状記』を軸に——(『伝承文学研究』五十三号、平成十六年三月)において、『前々太平記』と『行状記』の影響関係が指摘されている。
- (3) 横山邦治氏『説本の研究—江戸と上方と』(風間書房、昭和四十九年)などで指摘されている。なお『行状記』における身代りの場面の原点や意義に関しては、拙稿『中将姫行状記』所引美女丸説話について(『国文学攷』第二〇七号、平成二十二年九月)で考察を行った。
- (4) 横山重氏校注『説経正本集』第一(角川書店、昭和四十三年)「せつきやうしんとく丸」(正保五年(一六四八)刊)による。以下、説経節の引用は同書第一〜第三によった。書式は同書の凡例に従い、虫損・手擦れ・破損箇所は□で表し、横山氏が付された傍注はそのまま引用した。なお、同書には天和貞享ころの刊かとされている江戸板「しんとく丸」の正本も収録されており、こちらにも同様の申し子及び仏罰の記述が見られる。「せつきやうしんとく丸」では、清水の本尊が実際に提示した親の寿命の条件は申し子が七歳になるまで、後に長者の妻がそれを思い出した際のせりふの中では「あのこ三さいになるならば、ちちかは、かな、めいのおそれの有べき」と食い違いが起こっているが、江戸板の方では両場面において「三歳」に統一されている。
- (5) 『説経正本集』第二「あい」の若(万治四年(一六六二)刊)による。同書所収の宝永五年(一七〇八)版正本にも同様の記述がある。
- (6) 三木雅博氏「説経「しんとく丸」「あい」の若」の成立と中国伝来のへ継子いじめ譚——クナラ太子譚と舜譚・伯奇譚の接合による物語形成の可能性について——(『説話論集』第十三集、平成十五年十二月)、青江舜二郎氏「日本芸能の源流」(岩崎美術社、昭和四十六年)などで、「しんとく丸」「あい」の若」は共にインドの「クナラ太子譚」に基づいていると指摘されている。
- (7) なお、慶長頭の写真として伝わる「さよひめのさうし」という物語にも同様の仏と申し子の親のやりとりがあるが、寿命を奪われるのが主人公の父親であること、流布の度合いが低いことから、今回は扱わなかった。
- (8) 『説経正本集』第二「おぐり判官」(延宝三年(一六七五)刊)による。なお、同正本集には複数の版の「おぐり判官」が収録されているが、そのいずれにも銚子が登場した。
- (9) ①、②の他にも、『行状記』と類似する場面を持つ説経節作品がいくつも見受けられる。例えば、『説経正本集』第二「ゆりわか大臣」(寛文二年(一六六二)刊)には、主人公ゆりわか大臣を孤島へ追いやった逆臣べっぶのさだずみが、残された大臣の御台所に言い寄るが拒まれ、御台所を池に沈めて殺してしまおうとするも、大臣の乳母の娘が身代りに立ち、御台所を落ち延びさせたという場面がある。この場面と類似した、密通の疑いで処刑されそうになった中将姫の身代りに乳姉妹の瀬雲が首をはねられたという記述が、『行状記』にも存在する。また、『説経正本集』第二所収の東北大学図書館蔵本「ひやうこのつき島」(寛文頃の刊本の覆刻か)には、主人公名月女と付き添いの乳母が、築島築造のための人柱に取られた名月女の父を探そうと嫁ぎ先の屋敷を抜け出して山中で柚人に出会った際、主の身分を隠すべく乳母が付いた嘘の内容が、この姫はやんごとなき身分ではあるが、継母にいじめられたため、仕方なく屋敷を出奔し山中をさまよっているのだというものだったとの記述があ

る。この嘘の内容についても、継母による処刑から逃れて山中に隠れ住むという中将姫の物語との類似が窺える。

(10) 『新編西鶴全集』第四卷（勉誠出版、平成十六年）の影印による。

(11) 拙稿『中将姫行状記』巻三「十歳」の創作意図―「野馬台之起」利用と弟豊寿丸設定を中心に―（『表現技術研究』第七号、平成二十四年三月）参照。

(12) 『説経正本集』第一「山庄太夫」解題において、正徳三年（一七一三）板の底本に対する対校本としてこの序文を持つ享保三年板本が紹介されている。

(13) 阪口弘之氏「佐渡七太夫と武蔵権太夫―説経段落集を紹介しながら―」（『かがみ』第四十号、平成二十一年十月）。

(14) 『八文字屋本全集』第十三卷（汲古書院、平成九年）。なお、藤岡作太郎氏が『近代小説史』第二編「元禄時代」第十一章「八文字屋本 その二（続物）」（倉員正江氏・佐伯孝弘氏編『浮世草子研究資料叢書』第七巻「研究編3 文学史・辞書・解題」所収、クレス出版、平成二十年、初出―大正六年、大倉書店）において、この序文を一例として、八文字屋本浮世草子には説経節及びそれを改作した浄瑠璃に題材を求めたものが多かった旨指摘されている。

(15) 『日本随筆大成』新装版第一期十七卷（吉川弘文館、平成六年）。

(16) 関山和夫氏『説教の歴史的研究』（法蔵館、昭和四十八年）。

(17) 関山和夫氏『説経の歴史』（岩波書店、昭和五十三年）。

(18) 注(17) 所掲書に同じ。

(19) 説経節の中には「中将姫御本地」（『説経正本集』第三所収）という中将姫物語を扱った作品があり、その点からも、説教の影響下で成立した『行状記』などの書籍と説経節の類似が窺える。

(20) 注(11) 所掲拙稿に同じ。

本稿は、二〇一一年度広島大学国語国文学会研究集会における発表内容を元に構成したものである。発表時に貴重なご指摘を賜った各位に、厚く御礼申し上げます。

―さかこし・さやか、広島大学大学院文学研究科博士課程後期在学―